

# ①水道料金改定について

## 1) 現行と料金改定案との比較

【現行】水道使用料（税抜）

用途区分	用途番号	使用料		
		基本水量 m <sup>3</sup>	基本料金 円	超過料 1m <sup>3</sup> 当り 円
家庭用	1	4	650	-
		8	1,300	155
営業用又は事業用	2	15	2,500	175
官公署・学校用	3	30	5,000	175
病院用	4	300	50,000	175
公衆浴場用	5	300	50,000	175
旅館用	収容人員 501人以上	6	3,000	500,000
	301~500人	7	2,000	333,000
	151~300人	8	500	83,300
	51~150人	9	200	33,300
	50人以下	10	50	8,330
臨時用	11	0	2,500	250
その他用	12	10	1,670	175

使用料収入	94,340,504
(量水器使用料)	6,355,880
合計	100,696,384

【料金体系改定案】

※H24年度決算値にて再度試算

用途区分	用途番号	使用料		
		基本水量 m <sup>3</sup>	基本料金 円	超過料 1m <sup>3</sup> 当り 円
家庭用	1	8	1,608	155
旅館用	収容人員 501人以上	2	3,000	504,000
	301~500人	3	2,000	336,000
	151~300人	4	500	84,000
	51~150人	5	200	33,600
	31~50人	6	50	8,400
	30人以下	7	20	3,360
臨時用	8	0	2,500	256
その他用	9	10	1,890	175
		300	56,700	175

- ① 4 m<sup>3</sup>基本料金区分の廃止。
- ② 家庭用以外用途区分の統合。
- ③ 「その他用」300m<sup>3</sup>基本料金該当施設については、前年度使用水量が使用月平均300m<sup>3</sup>を超える施設とする。
- ④ 旅館用区分「30人以下」新設
- ⑤ 水道使用料に量水器使用料を加算し、量水器使用料の廃止。
- ⑥ 加入者負担金の廃止

【料金値上改定案】 (19.38%値上げ)

用途区分	用途番号	使用料		
		基本水量 m <sup>3</sup>	基本料金 円	超過料 1m <sup>3</sup> 当り 円
家庭用	1	8	1,920	185
旅館用	収容人員 501人以上	2	3,000	601,675
	301~500人	3	2,000	401,117
	151~300人	4	500	100,279
	51~150人	5	200	40,112
	31~50人	6	50	10,028
	30人以下	7	20	4,011
臨時用	8	0	2,985	306
その他用	9	10	2,256	209
		300	67,688	209

- 【軽減措置】  
 ※70歳以上の高齢者がいる世帯・生活保護世帯・身体障害者手帳(1~3級)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯・ひとり親世帯においては4m<sup>3</sup>以下の使用量に対し8m<sup>3</sup>基本料金の半額の料金とする。
- 【激変緩和措置】  
 ※4m<sup>3</sup>基本料金区分の廃止に伴い「軽減措置」対象者以外の該当者については、3年間の期間を設け毎年H26.4月改定時基本料金の1/2の25%を加算し激変緩和措置を実施し4年目には8m<sup>3</sup>基本料金区分料金となる。

※端数整理後

用途区分	用途番号	使用料		
		基本水量 m <sup>3</sup>	基本料金 円	超過料 1m <sup>3</sup> 当り 円
家庭用	1	8	1,920	185
旅館用	収容人員 501人以上	2	3,000	601,700
	301~500人	3	2,000	401,200
	151~300人	4	500	100,300
	51~150人	5	200	40,200
	31~50人	6	50	10,000
	30人以下	7	20	4,000
臨時用	8	0	3,000	310
その他用	9	10	2,260	210
		300	67,700	210

使用料収入	119,541,275
4m <sup>3</sup> 対象者減収分繰入	1,737,850
4m <sup>3</sup> 経過措置減収分繰入	1,625,573
合計	122,904,698

※H24.3月、4m<sup>3</sup>対象65歳以上44.5%  
 ※H24.3月、4m<sup>3</sup>対象65歳未満55.5%

※4m<sup>3</sup>基本料金廃止に向けた経過措置による減収額

	8m <sup>3</sup> 基本料金を1とした場合の割合	減収額
1年目	62.5%	1,625,573
2年目	75.00%	1,083,715
3年目	87.50%	541,858

## ■近隣町村との比較

		上川町					
区分	使用水量	現行			新料金 (19.38%値上含む)		
		基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計
家庭用	10	1,300	310	1,610	1,920	370	2,290
	20	1,300	1,860	3,160	1,920	2,220	4,140

町村名	当麻町			愛別町			美瑛町			比布町			旭川市			鷹栖町			東神楽町			
区分	使用水量	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計
家庭用	10	1,710	348	2,058	2,080	440	2,520	1,533	428	1,961	1,905	382	2,287	1,020	286	1,306	1,760	440	2,200	1,257	0	1,257
	20	1,710	2,088	3,798	2,080	2,640	4,720	1,533	2,568	4,101	1,905	2,292	4,197	1,020	1,716	2,736	1,760	2,640	4,400	1,257	1,333	2,590

## 2) 改定後料金負担額試算

### ■費用負担案

ア 現状での財源不足の内容

	内 容	予定額	H24給水収益見込	対給水収益割合
①	通常経営での財源不足額	5力年経営状況での年平均財源不足額	8,100	8.05%
②	会計留保資金	6力年平均営業費用相当額の3% 86,400千円×3	100,700	2.58%
	計	10,700	100,700	10.63%

イ 費用負担案

(単位:千円)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	計	年平均額	料金値上率	合計値上率
料金改定	総費用の1/5	7,660	268	11,469	437	1,357	2,195	6,156	13,350	15,147	15,654	15,654	15,654	15,258	15,258	12,227	5,544	3,419	1,952	158,659	8,814	8.75%	19.38%
一般会計	総費用の4/5	30,640	1,072	45,877	1,750	5,428	8,782	24,625	53,398	60,589	62,614	62,616	62,615	61,032	61,030	48,907	22,174	13,675	7,808	634,632	35,257		
合計		38,300	1,340	57,346	2,187	6,785	10,977	30,781	66,748	75,736	78,268	78,270	78,269	76,290	76,288	61,134	27,718	17,094	9,760	793,291			

## 3) 下水道使用料体系見直し

【現行】下水道使用料（税抜）

用途区分	用途番号	使用料				
		基本料		超過料		
		基本水量	基本料金	1m <sup>3</sup> 当り		
		m <sup>3</sup>	円	円		
家庭用	1	4	520	—		
		8	1,040	120		
営業用又は事業用	2	15	1,950	120		
官公署・学校用	3	30	3,900	120		
ホテル・旅館・民宿用	4	収容人員50人以下	30	3,900	120	
		51～100人	70	9,100	120	
		101～200人	200	26,000	120	
		201～400人	7	1,000	130,000	120
		401～800人	8	4,000	520,000	120
		801人以上	9	6,000	780,000	120

【用途区分見直し案①】

※第3回公営事業等審議会提出案

用途区分	用途番号	使用料				
		基本料		超過料		
		基本水量	基本料金	1m <sup>3</sup> 当り		
		m <sup>3</sup>	円	円		
家庭用	1	8	1,040	120		
ホテル・旅館・民宿用	2	収容人員451人以上	4,000	520,000	120	
		301～450人	3	1,000	130,000	120
		151～300人	4	200	26,000	120
		51～150人	5	70	9,100	120
		31～50人	6	30	3,900	120
その他用	7	30人以下	20	2,600	120	
		その他用	8	15	1,950	120
			30	3,750	120	

【用途区分見直し案②】

用途区分	用途番号	使用料				
		基本料		超過料		
		基本水量	基本料金	1m <sup>3</sup> 当り		
		m <sup>3</sup>	円	円		
家庭用	1	8	1,040	120		
ホテル・旅館・民宿用	2	収容人員451人以上	4,000	520,000	120	
		301～450人	3	1,000	130,000	120
		151～300人	4	200	26,000	120
		51～150人	5	70	9,100	120
		31～50人	6	30	3,900	120
その他用	7	30人以下	20	2,600	120	
		その他用	8	10	1,300	120
			300	39,000	120	

備考

家庭用において、使用水量4m<sup>3</sup>を超えた月は、基本水量8m<sup>3</sup>を適用する。

- ①4m<sup>3</sup>基本料金区分の廃止
- ②家庭用以外用途区分の統合
- ③旅館用区分「801人以上」の廃止
- ④旅館用区分「30人以下」の新設

- ①「その他用」の基本水量を10m<sup>3</sup>及び300m<sup>3</sup>とする。
- ②「その他用」300m<sup>3</sup>基本料金該当施設については、前年度使用水量が使用月平均300m<sup>3</sup>を超える施設とする。
- ③軽減措置及び激変緩和措置については水道料金体系と同様とする。